

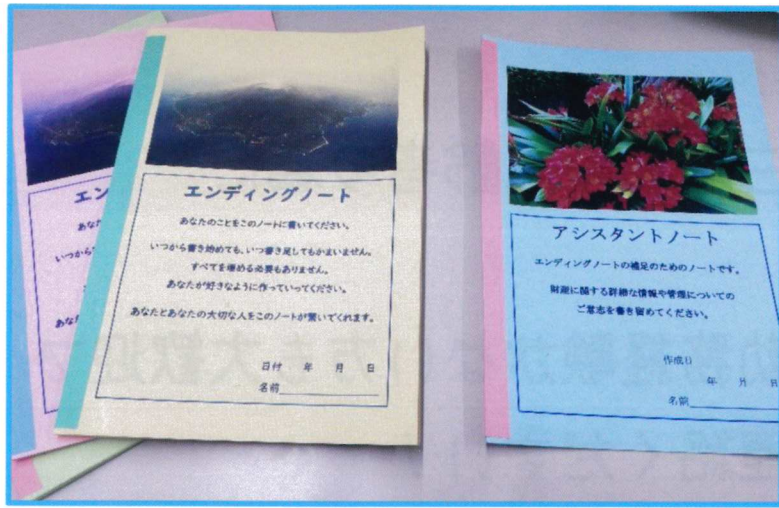


# しゃきょう 2021年3月号 185号 社協だより

●発行 社会福祉法人三宅島社会福祉協議会 〒100-1211 三宅島三宅村坪田 3053 電話 04994-8-5888



エンディングノートを無料配布しています！



三宅島社会福祉協議会では島民の方に無料で「エンディングノートをお配りしています。困ったな…悩むなあ…字を書くのが面倒くさいなあ…誰かに書いてもらいたいなあ…そんな風に思ったり…エンディングノートを作成するお手伝いをさせていただきます！

Q. エンディングノートとは  
どんなものですか？

A. エンディングノートとは自分に万が一のことが起こった時に備え、あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことを指します。内容は、万が一病気になった時に延命措置をしたいと思いますかといった医療面のことや、動けなくなった時の介護の方法、遺産相続、葬儀のスタイル、お墓のことなどです！

社協：柳川（8-5883）までご連絡いただければ、ご自宅に伺ってお手伝いをさせていただきます。もちろん社協に来ていただいても大丈夫です！お気軽にご連絡くだ





## 訪問介護ヘルパー募集中です！



三宅島社会福祉協議会では訪問介護ヘルパーを募集しております！三宅島の在宅介護を担う訪問介護ヘルパーさんが不足しています。あなたの手の空いている「隙間の時間」で訪問介護ヘルパーをやってみませんか？もちろん、とても大変なお仕事ですが、とてもやりがいのあるお仕事です！

三宅島の在宅介護の為に…三宅島の高齢者の為に…一緒に働いてみませんか？

訪問介護ヘルパーとしての勤務経験がない方も大歓迎です！興味のある方は是非ご連絡ください！

【主な業務】掃除・調理・入浴介助などの訪問支援

【勤務時間】8：30～17：30までの間（曜日時間は応相談）

【資格要件】ホームヘルパー2級以上・普通自動車免許

【待遇】時給1,250円・別途交通費支給

【電話】8-5888（斎藤）



ご連絡お待ちしております！







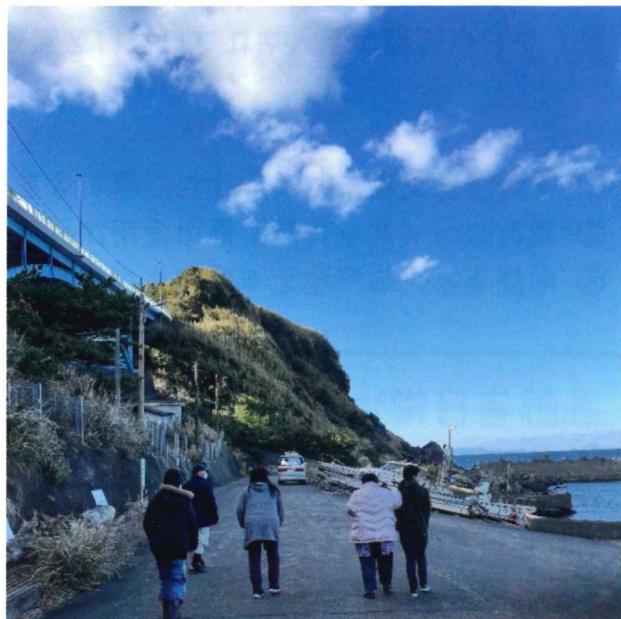
開所日時:月・水・木(10:00~15:00)

三宅村地域活動支援センター「いぶき」は障がいのある方の働く作業場と楽しく過ごせる場所です!

### 3月のいぶき活動

緑花活動 1・8・15・22・29日(全月曜日)

外出支援 18日(木曜日) 消毒作業 水・木曜日



緊急事態宣言が発出されていますが、いぶきでは手洗いや消毒を意識しながら緑花活動や創作活動に取り組んでいます。長い事取り組んでいて慣れている作業や、新しいものに挑戦したり皆さんのやりたいことを大切に取り組んでもらっています。だんだんと寒さが和らぐ日も増えて、そんな日には運動として散歩にも出かけています。写真は大久保浜の散歩のときの1枚です。

## ちけん通信

### Vol.23 直接会わなきゃ相談にのってもらえないの…?

Q.

コロナウィルス感染症が流行しているので直接会うのは抵抗があります。でも、相談したいことがあります。どうしたらいいですか?

そうだ!

社協の地権に

相談して

みよう!

ご相談ありがとうございます!ちけん担当のヤナガワです。もし自分が新型コロナウイルスに感染してしまったら…大切な人にうつしてしまったらと思うと心配ですよ。ね。「ちけん」も都内や三宅村内の感染拡大状況を確認しながら、支援を実施しております。直接の面談が不安な方については電話やIP電話、メールなど不安が少ない形で相談を受けさせていただきます!利用者の皆さんの心配や不安に応じた形の面談や支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください!新型コロナウイルス感染症が早く収束し、安心して安全な日常が戻りますように…。



「地権(ちけん)」では、判断能力に心配がある方を対象として、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う事で本人による選択や契約を支援する事業です。



## 高齢者おむつ代等助成申請受付をしています！

高齢者おむつ代等助成事業の申請受付をしています！三宅村の住民基本台帳に登録され、三宅島に居住する65歳以上の高齢者の方で、下記の条件にあてはまる方の紙おむつ（パッド含）等の購入に係る助成金を支給しています。※生活保護受給世帯及び特別養護老人ホームなどの入居者、入院中の方は除きます。介護認定されていない方については社協までご相談ください。また、助成金の請求に際し領収書（レシートは無効）が必要となりますので大切に保管してください。尚、領収書には「商品名」「単価」「数量」などの詳細が記入されていないと無効となり助成金はできませんのでご注意ください。

### 条件

- ① 要介護認定者または、それに準ずるものであること
- ② 紙おむつ（パッド含）等の使用が必要なものであること
- ③ 申請者本人の令和元年度住民税が非課税であること

### 支給額

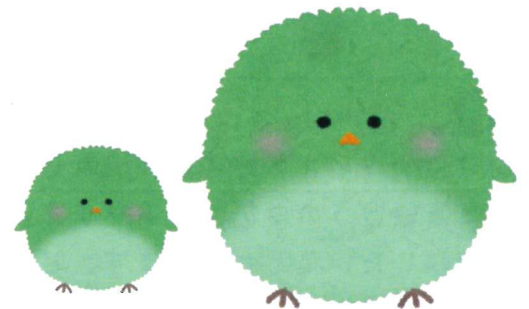
- |           |        |
|-----------|--------|
| ①要介護3～5の方 | 4,000円 |
| ②上記以外の方   | 3,000円 |

## 高齢者日常生活用具等給付申請受付をしています！

高齢者日常生活用具等給付事業の申請をしています！三宅村に住所があり、三宅島に居住している65歳以上の要介護認定者以外の方が日常生活を送る上で、用具が必要であると認められた方に給付しています。

申請は上限額を5万円までとし、④⑤を除き、同種類の申請はできません。また、支給限度基準額は下記のとおりとなります。

- |                |        |         |
|----------------|--------|---------|
| ① シャワーベンチなど    | 1件あたり  | 12,000円 |
| ② 入浴用滑り止めマットなど | 1件あたり  | 5,000円  |
| ③ シルバーカーなど     | 1件あたり  | 20,000円 |
| ④ 段差解消踏み台など    | 1箇所あたり | 20,000円 |
| ⑤ 手すり（設置台含）など  | 1箇所あたり | 10,000円 |
| ⑥ その他          | 1件あたり  | 10,000円 |



高齢者おむつ代等助成申請・高齢者日常生活用具等給付についての詳細は

三宅島社協（8-5888）までご相談ください！

## 寄付金のお知らせ

下記の方から三宅島社会福祉協議会へご寄付頂きましたのでご報告いたします。

沖山 武さまより 亡妻 加奈子さまの香料より 高齢者福祉事業のために  
早川マス子さまより 亡夫 道教さまの香料より 訪問介護・組織運営事業のために  
廣井信太郎さまより 亡母 和田ふぢ子さまの香料より 組織運営事業のために

福祉振興のため、大切に使用させていただきます。ご厚志誠にありがとうございます。

